

AOI

Group
法律・税
務・会計編

上海便り 2006年10月号

【情報提供】 【編集 / 提供】

(株) 葵ビジネスコンサルタンツ

東京本部: 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.aoibc.com>

E-mail: aoi@aoibc.com

《外国投資者の国内企業買収に関する規定》

2006年8月8日付で中国商務部、国務院国有資産監督管理委員会、国家税務総局、国家工商総局、中国証券監督管理委員会、国家外貨管理総局連名で《外国投資者の国内企業買収に関する規定》(中国語で「關於外国投資者并購境内企業的規定」をいう、以下、新規定という)が公布され、06年9月8日より施行されることとなりました。

2003年4月12日に施行された《外国投資者并購境内企業暫定規定》(以下、暫定規定という)を改正したものでありますが、条文は26条から61条を増加しました。

新規定は《暫定規定》と比べると「出資持分による買収」と「特殊目的会社」に関する内容が追加されております。なお、外国投資者が中国国内で設立している投資性会社が国内企業を買収する場合も本規定を適用するとされております、大手企業の中国現地法人の再編戦略にも適用可能な内容を含み、更に合併解消による外商独資企業の設立にも密接に関係のある内容が含まれております。

日系企業として注目される点は、第4章で外国投資者が上場された株式を支払手段として国内企業を買収・合併する道が開かれた点が重要になります。その為の株式評価の条件及び資格要件も明記され、申請手続き等が明確になった点です。

従来の暫定規定にもあった内容ですが、独占禁止の審査については、より明確に規

定されておりますので、今後の日系企業の中国国内企業買収戦略上は十分事前の調査が必要になりました。新规定の内容を十分に理解した上で必要とされる企業戦略に活用することも可能になって来ました。

- * 中国の法人は、資本金によって経営範囲が決められています。投資性会社の場合ですと最低資本金が大きくなりますが、税制や経営範囲やM & A等の点で有利性を持っています。

弁護士：程 甦（テイ ソ）記
(株) 葵ビジネスコンサルタンツ:特別顧問

上海光明弁護士事務所 (有) 1990年 中国弁護士資格取得 2000年 日本外国法事務弁護士資格取得 得意分野:会社法・投資法・知的財産権 :021-2281-9140(日本語直通)
--